

令和 4 年度 第 5 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 8 月 25 日(木) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 45 分						
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室						
出席委員 11 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—	
	2	孝野 覚也	欠	9	河野 仁	出	
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 2 名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7		山口 深	欠	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	4	中川 里美		5	西口 孝		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 2 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	尾崎 光由		推進委員	吉見 克巳		
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	尾川 勝彦		
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 3 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)						

令和 4 年度第 5 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 4 年度愛南町農業委員会第 5 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 13 名中 11 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 4 番、中川 里美委員と 5 番、西口 孝委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 8 番、御荘菊川の 11 筆、地目・面積は田・1,190.55 m²、畑・1,756 m²で 3 条無償移転でございます。譲受人に経営面積はなく、この 3 条許可申請だけでは、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の 30a に足りませんが、議案第 3 号で説明します利用権貸借により、約 20a を借り受けることで、この要件を満たします。本案が可決され、さらに利用権貸借が承認されれば、農地利用集積計画書の公告日、8 月 31 日付で許可書を発行いたします。</p> <p>受付番号 9 番、御荘平山の 13 筆、地目・面積は畑・14,224 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 225.3a でございます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思

委員	<p>います。8番お願い致します。</p> <p>農地は、八百坂バス停付近に点在しております。二人の関係は、甥と叔母になります。叔母が、甥から農地の贈与を受けて、新規に農業を営むものです。譲受人は県外にいましたが、今月転入しまして、現在農業を始める準備をしています。事務局から説明がありましたが、果樹園も約 2,000 m²借り受けることになっています。初めて農業をするので、甥や母に教えてもらいながら農業をするということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>9番は、地元委員さんが欠席のため、事務局お願い致します。</p>
事務局	<p>場所は、おおまかに 3 つに分かれています。1 つは、診療所からお寺へ行く農道の南側に 5 筆約 2,400 m²、2 つ目がガソリンスタンドを左折し、診療所へ行く町道を上っていく途中の道に面したところに 2 筆約 1,800 m²、3 つ目が八百坂を右折し少し入ったところに 6 筆約 10,000 m²であります。全て樹園地で、夫から妻への贈与となります。後継者もおらず、今後のことを考えての贈与だと聞いています。会長が地元ですので、補足があればお願いします。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>補足ですが、事務局が言われた通り、後継者がおらず持ち家もないので、奥さんへ贈与すると聞いております。以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 10 番、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・1,043 m²でございます。転用目的は資材置場でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。10 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所ですが、中学校のグラウンドのバックネットの裏にあたります。以前は一体の田んぼでしたが、道路が抜けることによって 2 つに分かれたということになります。譲受人は、建設土木作業を行う法人であります。現在資材置場が御荘地域にしかないということで、城辺・一本松地域で工事を行うときに不便であるということで、申請地を買い受けて、資材置き場として転用したいということです。小さいほうは浄化槽を置き、広いほうは重機や砂・土などを置き仕事の便宜を図りたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>この譲受人は、計画変更したり、管理できていないということが過去にあったが、きちんと利用するという確約がないと。</p>
事務局	<p>過去の案件で、都市計画区域で分譲住宅の転用ということあったが、地震津</p>

	<p>波が来る影響で売れず、土地の有効活用として太陽光発電になった、といういきさつがありました。今回は、譲渡人が、県外の方でこちらには帰らないということもあり、代理人の書士のほうにも、委員の言われることも説明したうえで、実際に申請しますかと確認もしております。また、提出された申請書には不備がないということもあります。</p>
委員	<p>将来宅地に変えるということは？</p>
事務局	<p>今回の 5 条の許可で農地台帳から外れますが、代理人の書士のほうから、転用確認書というものが提出され、転用されたという確認をします。また、農業委員会で厳しく審査するということも話したうえでの申請です。他の農地ですが、草刈りをし、ブルーベリーを植えているのを確認しています。いつでも農地・園地として使える状況で維持しています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら、申請されている計画できちんとしていただくという条件で、承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 105 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・893 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 106 番は再設定で、緑甲の 5 筆、緑乙の 7 筆、地目・面積は田・1,577 m²、畑・3,157 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 107 番は再設定で、緑乙の 6 筆、地目・面積は畑・5,623 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 108 番は再設定で、上大道の 3 筆、地目・面積は田・4,971 m²、賃貸借で生産物は水稻・タバコ、期間は 3 年でございます。</p>

	<p>受付番号 109 番は再設定で、上大道の 3 筆、地目・面積は田・3,989 m²、賃貸借で生産物はタバコ、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 110 番は新規で、緑乙の 9 筆、地目・面積は田・5,271 m²、畑・9,332 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 111 番は新規で、御荘平山、地目・面積は畑・1,192 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 112 番は新規で、小山、地目・面積は田・1,300 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 113 番は新規で、上大道、地目・面積は田・483 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 114 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は畑・2,060 m²、使用貸借で生産物は果樹・野菜、期間は 1 年でございます。</p> <p>以上 10 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>111 番は、経営面積が 0 m²ですが。</p>
事務局	<p>移住者です。昨年度来られました。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

中川 里美

議事録署名人

西口 孝